

教育法規（日本国憲法）

▼例題

(1) 日本国憲法第14条

すべて国民は、法の下に(①)であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、(②)されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(2) 日本国憲法第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その(③)に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に(④)を受けさせる義務を負ふ。(⑤)は、これを無償とする。

▼解答

- ① 平等
- ② 差別
- ③ 能力
- ④ 普通教育
- ⑤ 義務教育

▼Point

- 国の最高法規(第98条)
- 憲法の3つの基本原理——国民主権主義，恒久平和主義，基本的人権尊重主義
- 憲法前文——憲法制定の由来および憲法の基本原理を明示
- 学問の自由(第23条)
- 基本的人権の享有(第11条)
- 自由及び権利の保持(第12条)
- 個人として尊重(第13条)
- 公務員は全体の奉仕者(第15条第2項)
- 思想および良心の自由(第19条)
- 信教の自由(第20条)
- 勤労の権利・義務および団結権・団体行動権(第27条，第28条)

教育法規（教育基本法①）

▼例題

- (1) 教育は、(①)を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
- (2) 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
 - 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、(②)を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
 - 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
 - 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
 - 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、(③)を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

▼解答

- ① 人格の完成
- ② 創造性
- ③ 他国

▼Point

- (1) 第1条〔教育の目的〕
- (2) 第2条〔教育の目標〕